

ご利用者虐待防止に関する集団協定書

「介護業界の労働環境向上を進める労使の会」が推進し、介護従事者の労働環境向上を趣旨とした標記協定に賛同する、株式会社〇〇（以下、法人という）とU Aゼンセン日本介護クラフトユニオン（以下、NCCUという）は、ご利用者虐待防止のため下記のとおり協定する。

1. 背景

近年、ご利用者に対する身体的・心理的虐待、介護等の放棄が介護施設等で表面化し、社会的な問題となっている。ご利用者虐待は、当該ご利用者の「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であることはもちろん、企業ロイヤリティの低下を招き、事業経営そのものへの打撃を与え、ひいては介護従事者の処遇にも大きな影響を与えることになる。以上のことを、法人とNCCUは確認をする。

2. 目的

法人とNCCUは、ご利用者虐待の問題を認識するとともに、ご利用者が安心して過ごせる環境を整え、ご利用者虐待を未然に防止するため労使が協同して取り組みを行う。もって、ご利用者虐待のない快適な職場環境の実現に努力するとともに介護従事者の社会的地位向上に資することを目的とする。

3. ご利用者虐待の定義

法人とNCCUは以下の行為をご利用者虐待と定義し、その発生を防止する。

① 身体的虐待

ご利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

② 介護の放棄・放任

ご利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他のご利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

ご利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他のご利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

ご利用者にわいせつな行為をすること又はご利用者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

ご利用者の財産を不当に処分することその他当該ご利用者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 法人とNCCUは、ご利用者虐待を防止するための教育システムを構築する。

- (1) 社会的責任とコンプライアンスを高めるための研修を行う。
- (2) 認知症に対する知識と理解のための研修を行う。
- (3) 介護現場のキーパーソンである管理者のための研修を行う。

5. ストレスマネジメントの実践

法人とNCCUは、ご利用者虐待の要因の一つであるストレスについて、予防や軽減、解消について支援するためにストレスマネジメントに取り組む。

6. 方針の明確化と周知

法人とNCCUは、職場におけるご利用者虐待防止に関する方針を明確化し、従業員に対してその方針を周知する。

7. 相談窓口（相談担当者）の設置

法人は、従業員からのご利用者虐待に関する相談や通報への対応のための「相談窓口」を社内（外）に設置し従業員への周知を徹底する。

また、NCCUは組合員からの相談等への対応のための「相談窓口」をNCCU内に設置し、相談等があった場合は迅速に法人に報告する。

なお、法人とNCCUは相談担当者の教育・研修を年1回以上行い、ご利用者虐待に対するマネジメントの向上と防止に努める。

8. 相談・苦情の申し立て

職場においてご利用者虐待に関する相談や通報がある従業員は、「相談窓口」に書面または口頭で相談を申し出ることができる。

なお、事実確認ができない場合においても、予兆や疑いがある段階での相談について申し出ることができる。

9. 情報の守秘

相談を受けた相談担当者は、相談者の相談内容や個人情報について守秘義務を負う。ただし、問題解決に向け、相談者の事前の同意がある場合はこの限りではない。

10. 不利益な取り扱いの禁止

法人は、職場におけるご利用者虐待に関して相談をし、または通報を行ったこと等を理由として、その者を不利益に取り扱ってはならない。

11. 疑義

この協定の疑義の解明は、労使の代表者の協議によって行う。

12. 有効期間

この協定の有効期間は、2017年4月1日より、2020年3月31日までとする。

13. 協定の更新

この協定の有効期間満了に際して、法人またはNCCUのいずれから異議の申し出がないときは、さらに1ヵ年有効とみなし2年目以降これを繰り返す。

以 上

2017年 月 日

法人名

法人代表者名〇〇〇〇〇印

UAゼンセン

日本介護クラフトユニオン

会 長 久保 芳信 印